

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 53

処 分 名	破碎業の変更の許可			
処 分 の 概 要	使用済自動車の破碎業の変更を許可する。			
根 拠 法 令 名	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)			
条 項	第70条第1項			
所 管 課	廃棄物対策課			
経由機関での処理期間	なし			
所管課での処理期間	2ヶ月			
標 準 処 理 期 間	計 2ヶ月			
判 断 基 準	使用済自動車の再資源化等に関する法律第69条の内容に適合していること。			
【根拠法令等】 使用済自動車の再資源化等に関する法律 第70条 破碎業者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。 第69条 都道府県知事は、第67条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 1 その事業の用に供する施設及び破碎業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。 2 破碎業許可申請者が第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。				
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 第62条 法第69条第1項第1号(法第70条第2項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 1 施設に係る基準 イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。 ロ 解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。 ハ 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、次のとおりであること。 (1) 解体自動車の破碎を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けている施設であること。 (2) 解体自動車の破碎を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。 ニ 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。 (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (2) 自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝((3)において「排水処理施設等」という。)が設けられていること。 (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。 (4) 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。				

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請

業者

所管課

変更許可

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。